

(仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

サービス購入料の構成

業 務	サービス購入料	支払時期	状況
給食センターの 設計・建設業務	サービス購入料A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
	サービス購入料B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営 業務	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

2 変更の理由

消費税法及び地方税法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日から施行されることに伴い、令和元年度下半期以降の維持管理・運営業務にかかるサービス購入料D及びEの消費税率の改定を行うことにより、契約金額を変更するもの。

3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

(1) 南部学校給食センター

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	1,011,813,889 円	1,011,813,889 円	0 円
サービス購入料B	3,965,637,449 円	3,965,637,449 円	0 円
サービス購入料 Bの元本部分	3,721,047,080 円	3,721,047,080 円	0 円
割賦金利※	244,590,369 円	244,590,369 円	0 円
サービス購入料C	56,746,293 円	56,746,293 円	0 円
サービス購入料D	8,836,420,489 円	8,836,420,489 円	0 円
サービス購入料E	268,928,177 円	268,928,177 円	0 円
税抜合計	14,139,546,297 円	14,139,546,297 円	0 円
消費税及び 地方消費税相当額	1,111,596,473 円	1,267,021,107 円	155,424,634 円
税込合計	15,251,142,770 円	15,406,567,404 円	155,424,634 円

※割賦金利は非課税

(2) 中部学校給食センター

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	741,118,519 円	741,118,519 円	0 円
サービス購入料B	2,601,399,425 円	2,601,399,425 円	0 円
サービス購入料 Bの元本部分	2,513,493,097 円	2,513,493,097 円	0 円
割賦金利※	87,906,328 円	87,906,328 円	0 円
サービス購入料C	78,208,000 円	78,208,000 円	0 円
サービス購入料D	6,501,680,821 円	6,501,680,821 円	0 円
サービス購入料E	341,514,836 円	341,514,836 円	0 円
税抜合計	10,263,921,601 円	10,263,921,601 円	0 円
消費税及び 地方消費税相当額	814,081,219 円	933,183,191 円	119,101,972 円
税込合計	11,078,002,820 円	11,197,104,792 円	119,101,972 円

※割賦金利は非課税

(3) 北部学校給食センター

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	503,865,741 円	503,865,741 円	0 円
サービス購入料B	2,270,395,336 円	2,270,395,336 円	0 円
サービス購入料 Bの元本部分	2,097,204,348 円	2,097,204,348 円	0 円
割賦金利※	173,190,988 円	173,190,988 円	0 円
サービス購入料C	43,465,875 円	43,465,875 円	0 円
サービス購入料D	4,386,717,024 円	4,386,717,024 円	0 円
サービス購入料E	208,473,000 円	208,473,000 円	0 円
税抜合計	7,412,916,976 円	7,412,916,976 円	0 円
消費税及び 地方消費税相当額	579,178,077 円	659,069,353 円	79,891,276 円
税込合計	7,992,095,053 円	8,071,986,329 円	79,891,276 円

※割賦金利は非課税